

1. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

①介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算(以下、現行加算)は、介護サービス施設・事業所で働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを定め、職場環境の改善を行った施設・事業所に対して、介護職員の賃金改善のための介護報酬を支給することを目的に、平成23年度(2011年)までに実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止して、介護職員処遇改善加算として改定した加算です。

②介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」(以下、特定加算)が新たに創設されました。

特定加算は、技能・経験を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、その他の職種(介護職員以外)への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。絶対要件として、現行加算と特定加算共に、施設・事業所に入金された加算額は、職員の賃金改善加算に充当する必要があります。

2. 加算対象事業所に関する情報

	事業所名	サービス名	特定加算の算定状況(加算率%)
高齢者事業所	特別養護老人ホーム長寿園	介護福祉施設サービス	加算Ⅱ(2.3%)
		短期入所生活介護	加算Ⅱ(2.3%)
	デイサービスセンター長寿園	地域密着型通所介護	加算Ⅱ(1.0%)
	訪問介護サービスセンター長寿園	訪問介護	加算Ⅱ(4.2%)
障害者事業所	障害者支援施設天北厚生園	施設入所支援	区分なし(1.9%)
		生活介護	区分なし(1.9%)
		短期入所	区分なし(1.9%)
	一体型共同生活事業所すまいる	共同生活援助	加算Ⅰ(1.8%)
	多機能型事業所DO	就労継続支援B型	加算Ⅰ(2.0%)
		就労移行支援	加算Ⅰ(2.0%)

3. 職場環境等要件について

	高齢者事業所	障害者事業所
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、認知症ケア、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援 実務者研修取得を目指す者に対する養成助成金の交付 介護福祉士を取得した場合、資格奨励金の交付 	
職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休息室・分煙スペース等の整備 腰痛予防研修の参加と知識、技術の普及
その他	<ul style="list-style-type: none"> 非正規職員から正規職員への転換 介護福祉士を目指す学生に対する養成助成金の交付 	
見える化	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算についてホームページへの掲示 職員に周知・同意を得る 	